

山梨県公報

第二千七百九十七号

平成三十年

六月七日

木曜日

目次

○救急病院等の認定(三件).....	二六五
○保安林の指定の予定(三件).....	二六五
○保安林の指定実施要件の変更予定(二件).....	二六六
○換地計画の決定.....	二六七
○道路の区域変更(二件).....	二六七
○道路の供用開始.....	二六七
○開発行為に関する工事の完了について.....	二六八
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件).....	二六八

告示

山梨県告示第百五十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年六月七日

山梨県知事 後藤 斎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
大月市立中央病院	大月市大月町花咲千二百二十五番地

二 認定期限 平成三十三年五月二十八日

山梨県告示第百五十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急診療所として認定した。

平成三十年六月七日

山梨県知事 後藤 斎

一 救急診療所の名称及び所在地

名称	所在地
青沼整形外科	南アルプス市小笠原千六百十一番地一

二 認定期限 平成三十三年六月一日

山梨県告示第百五十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年六月七日

山梨県知事 後藤 斎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
医療法人康麗会 笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場四十七番一

二 認定期限 平成三十三年六月二日

山梨県告示第百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年六月七日

山梨県知事 後藤 斎

一 保安林の所在場所 西八代郡市川三郷町山保字城ノ嶺一二〇四、一二六五の一、一二六五の二、一二六五の四、一二六九の一、一二六九の二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字城ノ嶺一・二〇四・一二六五の四・一二六九の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年六月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡富士川町小室字矢川四七四七の一、四七六〇、四七六四の一、四七六四の二、四七六六
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字矢川四七六〇・四七六四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成三十年六月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 南都留郡道志村字西向一二六一六、一二六一六の内一、一二六三〇の一、一二六三四
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西向一二六一六・一二六三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
一二六三〇の一
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年六月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 笛吹市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年六月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲州市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（白根中央地区有野工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができ

る。

平成三十年六月七日 山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成三十年六月八日から同年七月五日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 平成三十年七月六日から同月二十日まで

山梨県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

山梨県公報 第二千七百九十七号 平成三十年六月七日

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成三十年六月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年六月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十一号
- 三 道路の区域

区	間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧			
葑崎市藤井町南下條字冷田二八四番四地先	一・七	四二・〇	新	一一・七	一一九・一
葑崎市藤井町北下條字後田三〇四番一地先	一・七	三五・六	新	一一・七	一一九・一

山梨県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十年六月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年六月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 割子切石線
- 三 道路の区域

区	間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧			
南巨摩郡身延町下田原字一枚山二一六番一	九・三	三六二・九	新	九・三	二四四・〇
地先から南巨摩郡身延町下田原字一枚山二一六番一	九・三	三六二・九	新	九・三	二四四・〇

山梨県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所
所峡北支所において、この告示の日から平成三十年六月二十八日まで一般の縦覧に供す
る。

平成三十年六月七日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延(メートル)長	供用開始の 期日
一般国道	百四十一号	斐崎市藤井町南下條字冷田二八 四番一地从先から 斐崎市藤井町北下條字下横屋一 四三六番一地从先まで	一四七・五	平成三十年 六月七日

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事は、完了した。

平成三十年六月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市一宮町狐新居字上判四百九十四番
の一並びに字塩田堀四百八十七番の二、四百九十一番及び四百九十二番の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市八代町南五百六十一番地 笛吹農業協
同組合 代表理事組合長 小池一夫

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十年六月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 上野原市新田字稲干場千四百五十三番、
千四百五十七番、千四百六十六番の一部、千四百七十六番、千四百七十八番一、千四
百七十九番一の一部及び千四百八十番並びに字川井田千五百二十四番の一部並びに字
篠久保千四百九十九番並びに水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び上野
原市役所に備え置いて縦覧に供する。
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市中小河原一丁目十三番十八号 DCM
くろがねや株式会社 代表取締役社長 堀込丹

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十年六月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市松山字中原千三百八十七番
七、千三百八十九番四、千三百八十九番五、千三百九十二番一、千三百九十三番一、
千三百九十四番、千三百九十五番一から千三百九十五番四まで、千四百十三番及び千
四百十四番二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士
吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市下吉田五丁目十五番二十九号 芙
蓉ホテルサービス株式会社 代表取締役 大森彦一